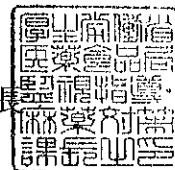


薬食監麻発 0120 第 1 号  
平成 22 年 1 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成 22 年厚生労働省告示第 19 号により、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人細菌製剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを申し添える。

### 記

#### 1. 改正要旨

乳濁 A 型インフルエンザ HA ワクチン（H1N1 株）及び乳濁細胞培養 A 型インフルエンザ HA ワクチン（H1N1 株）について、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

#### 2. 適用時期

公布日（平成 22 年 1 月 20 日）





乳濁 A 型インフルエンザ H1N1 (H1N1)	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 2 専用混和液が 2 種類の製造番号のもので構成されるとき。	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 2 専用混和液が 2 種類の製造番号のもので構成されるとき。 抗原製剤 16 本及び製造番号ごとに専用混和液 9 本
乳濁細胞培養 A 型インフルエンザ H1N1 (H1N1)	410,000 円 内容量が 6 mL であるとき。 13 本	

一の出発料を試験の結果は、(工の二一送) の際の次に次のものと見れる。

乳濁 A 型インフルエンザ H1N1 (H1N1) の出発料試験の項目は、(工の二一送) (最終試験) の項目は次のとおりである。

次の 1 から 4 までに規定する試験法によるものとする。ただし、本剤は、抗原製剤と専用混和液で構成されるものであり、1 に規定する試験法においては専用混和液を、2 及び 4 に規定する試験法においては抗原製剤を、3 に規定する試験法においては抗原製剤及び専用混和液を混ぜたものを、それぞれ検体として用いて試験を行うものとする。

1 α-トコフェロール及びスクワレン含量試験

α-トコフェロール及びスクワレンの適当量を採り、2-ブロノールを加え、必要ならばクロロホルムを加えて、3 つ以上の異なる濃度の標準希釈液を作る。

検体の適当量を採り、検体の濃度が標準希釈液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるよう適当量の 2-ブロノールを加え、必要に応じてクロロホルムを加えて試料溶液を作る。

試料溶液及び標準希釈液の一定量を採り、日本薬局方(平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号)一般試験法の液体クロマトグラフ法を準用して次の条件で試験を行うとき、各々の溶出時間は、α-トコフェロール又はスクワレン溶液の溶出時間と比較して、その±5%の範囲内でなければならない。標準希釈液のピーク面積から得られた検量線を用いて試料溶液中のα-トコフェロール及びスクワレン濃度を求めたとき、α-トコフェロールの検体 1 mL 中の含量は 42.6~54.1 mg に、スクワレンの検体 1 mL 中の含量は 39.0~48.4 mg に、それならなければならない。

α-トコフェロール又はスクワレンのピークは、それ以外の物質のピークと完全に分離しなければならない。また、標準希釈液のピーク面積から得られた検量線の相関係数は、0.990以上でなければならない。

吸光度については、紫外可視吸光度計を検出器として用い、205 nm 付近の適当な波長により測定する。その際、カラムは、粒子径 5 μm の液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填した適当な内径と長さのものを用い、かつ、必要に応じて適当なガードカラムを用いる。また、カラム温度、移動相及び流量は、用いるカラムを考慮して適当な条件を選ぶ。

2 ホルムアルdehyd 含量試験

微酸性下でのアセチルアセトン及びアンモニアとの反応により生じる 3,5-ジアセチル-1,4-ジヒドロルチジンの発色度により、3 つ以上の異なる濃度の標準希釈液を作成する。検体は、標準希釈液の最高濃度から最低濃度までの範囲内となるように水で正確に薄めることにより、試料溶液とする。

試料溶液及び標準希釈液を 1 mL ずつ正確に採り、それぞれにメタノール 3 mL 及びアセチルアセトン溶液 4 mL を正確に加えたものを 58°C で 5 分間加温する。冷却後、これらの液(測りがある場合は、これらの液を 1400 g 以上で 10 分間遠心分離した上澄液)について、分光光度計を用いて波長 412 nm の吸光度を測定する。標準希釈液の測定結果から得られる検量線により試料溶液中のホルムアルdehyd 濃度を求めるとき、ホルムアルdehyd の検体 1 mL 中の含量は、50 μg 以下でなければならない。

また、水について同様の操作により吸光度を測定し、補正に用いる。

3 异常毒性否定試験

3.1 動物

体重 300~400 g の Hartley 種のモルモット(この目及び次目において「モルモット」という)を用いる。モルモットは、使用前 5 日間以上観察して、異常を示さず、かつ、その体重が順調に増加したことを確認したものでなければならない。

3.2 検体の量

検体の量は、モルモット 1 匹当たり 0.5 mL とする。ただし、ここで用いる検体は、抗原製剤及び専用混和液を同量ずつ混ぜたものとする。

3.3 操作

モルモットは 1 群 2 匹を用いる。検体を 1 回腹腔内に接種し、モルモットの健康状態を 7 日間観察する。この間、モルモットの行動や様子に異常を認めたときは、記録するものとする。

3.4 判定

観察期間中にいずれのモルモットも異常を示さない場合、この試験に適合したものとする。モルモットが死亡した場合、この試験に不適合であるものとする。1 匹のモルモットが死亡又は異常を示した場合、モルモットを 4 匹用いて再試験を行う。再試験の観察期間中にすべてのモルモットが生存し、かつ、異常を示さないとき、この試験に適合したものとする。

モルモットの体重は、検体接種後 7 日目において、検体接種時の体重以上でなければならない。

4 力価試験

4.1 材料

特定量の参考抗インフルエンザ H1N1 抗血清を含むアガロースゲル(4.2 及び次目において「SRD プレート」という)を用いる。当該参考抗インフルエンザ H1N1 抗血清は、検体、標準インフルエンザ H1N1 抗原(一元放射免疫拡散試験用)(4.2 及び次目において「標準抗原」という)又は本剤に含まれるそれぞれのウイルス株に対応するものを用いる。

4.2 試験

検体及び標準抗原は、適当な界面活性剤により前処理を行う。

検体及び標準抗原について、リン酸緩衝塩化ナトリウム液を用いて、それぞれ適当な希釈液を作り、SRD プレート上に調製されたウエルに、検体及び標準抗原の希釈液を適当な一定量ずつ分注する。SRD プレートは、乾燥しないように湿った容器に入れ、20~25°C で 18 時間以上置く。その後、SRD プレートを水洗し、乾燥させた後、染色処理をし、染色された抗体の直径を調べる。

4.3 判定

試験の成績を統計学的に処理して検体中のヘムアグルチニンの濃度(相当値)を求めるとき、1 梱当たり 3.15 μg / 0.25 mL 以上でなければならない。

